

午後 1 時 00 分開議

岡崎信也委員の質疑及び答弁

川島副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

岡崎委員。あなたの持ち時間は60分であります。

岡崎委員 お昼、トップバッターでございます。

川島副委員長、就任おめでとうでございます。同期でございます。

お昼一番で少し眠たいかもしれませんが、そうならないように、しっかりとやっていきたいと思っております。

立憲民主党議員会の岡崎でございます。よろしく申し上げます。

さて、うちの会派の長も申し上げておりますが、ウェルビーイングの政策について我々は非常にいいなと思っておりますが、まだまだ浸透していないと思います。

私どもが一番いいと思っているのは、知事が掲げられている現場主義ですよね。その現場、すなわち県民がどういう感覚でこの県の施策を見ているか、主観性を持ってこれを昇華されたというのは、私は、この現場主義の評価をどう見ていくかということについて、非常に重要なことだろうと思っております。そういう意味で、より一層県民に身近な施策が展開されていくように、期待を申し上げたいと思っております。

本当に幅広い県民の皆さんから、この選挙戦を通しましてたくさん御意見をいただいておりますので、そこからかいつまんで少し組み立てて、今予算特別委員会で審議をしてまいりたいと思っております。

まず、大項目の間 1、コロナ禍のアフターフォローなど、県政運

営についてお聞きしたいと思います。

コロナは定点の検査になりまして、息を潜めているかのように思えるのですが、私の近隣に聞いてみましても、最近はやっているんじゃないかとか、あるいは中小企業は、また休みになったとか、あるいは大手のラインが、全部止まっていなくても1ライン止めましたとか、5類になった以降も、結構感染の拡大は続いていると思っています。

県の施策は、やはりある程度国に追随をしていくというのは、それはやむを得ないと思います。予算も交付税でそれを見越してお金をもらっているわけで、それはやむを得ないだろうと思うのですが、やはり、県は身近な行政でありますから、県民の生活や経済にしっかり目を見開いてよく見て、コロナが5類になった後どういうふうになっているのかということは、常に注意を払って守っていかなくてはいけないと思っています。

まず1問目は、常任委員会でも取り上げたのですが、現在、中小企業の中には、やはりちょっと需要が戻っていないのでまだ休業しますというところも出ています。そういう中で、これまでは雇用調整助成金に特例措置が設けられていて、クーリング期間はなかったんですね。したがって、何遍でも使えたわけです。ところが、この雇用調整助成金が通常の制度に戻って、その結果、クーリング制度の縛りを受けるようになりました。したがって、特例措置で1年前に使っていると、その1年間は使えないという状況です。

中小においては休業を繰り返しながら、しかし、この制度が使えないので、結局、独自に苦しい中で雇用を守っていると、そういう実態にあります。

そこで、救済策として、産業雇用安定助成金の活用に加え、企業の技術力の向上やDX導入への取組を支援するなど、在籍出向を含む人材育成、これも含めて、今後の就労につながる施策に積極的に取り組むべきと考えますが、中谷商工労働部長にお聞きしたいと思います。

中谷商工労働部長 ただいま委員から御指摘ありましたように、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、2類相当から一般のインフルエンザと同様の5類となりまして、経済活動が正常化していく中で、雇用調整助成金の特例措置も終了したところでございます。

一方で、原材料やエネルギー価格の高騰によりまして、県内中小企業の経営環境は大変厳しい状況だと認識しております。

そうした中で、県内中小企業、小規模事業者の方々が事業を継続し、さらに発展させていくためには、適正な価格転嫁の下、省エネ、人への投資等による生産性向上が必要不可欠であると考えております。

委員からお話のありました産業雇用安定助成金につきましては、雇用維持もあるのですが、雇用維持だけではなく、人材育成を在籍型出向により行う企業への支援が拡充されております。県としましても、これに連動した県独自の補助金制度を通して、労働局と一体となって、働く方のスキルアップの取組を支援しているところでございます。

また、企業の生産性向上への支援につきましては、ビヨンドコロナ補助金により、省エネ、省資源、DX、カーボンニュートラルなどの取組を後押しし、また、とやま人材リスクリング補助金により、原動力となる人材のリスクリングを促進していく、さらに価格転嫁

が適正に行われるようなパートナーシップの構築の普及にも取り組んでいるところでございます。

県内の有効求人倍率が1.5倍と高い水準にあります。企業の人材確保や生産性の向上は待ったなしの課題と考えております。

県としましては、産業雇用安定センターで在籍型出向のマッチング支援ということを行っております。こういったセンターの活用をしっかりと周知するなど、企業間ネットワークによる在籍型出向の活用も含めまして、人材の確保育成の取組を支援することで、県内中小企業の発展、成長に努めてまいりたいと考えております。

岡崎委員　そういうことでいいんだろうと思うのですが、要は、今ほど言ったように、週に二、三回、1日、2日休むという場合においても、ちゃんと雇用に結びつけられるように、常日頃の関係をしっかりとつくるような施策をもう少し突っ込んで、今後1年間はどうしてもこういうことが起こり得ると思うんです。そういうことを踏まえて、引き続きこの中小企業の状態、経済の状態をしっかりと見ていただきたいと思います。

次に、この企業関係ということにおいては、パートナーシップ構築宣言、これは知事に非常に御尽力いただいているわけですが、現在、本会議でも、商工労働部長等がお答えしておられるとおり、春闘における賃金改善というのは、大企業においてはすごく好調だと言えます。大体昨年度が2%前半だったのが今年は3%強、高いところに行くと、もう4%近い賃上げに届いているところもあるわけです。

しかし一方では、中小企業はやっぱり大変厳しい状況にあります。やはり中小企業においては、自助努力で自分たちの賃金に反映でき

るくらいの利益を出す力はまだないと思われます。私たちは連合富山ともよくお話をさせていただいているわけですが、やはり賃金の上乗せ分を含めた価格転嫁、これをぜひパートナーシップ構築宣言に盛り込んで強く発信をしていただけないかとお聞きしております。

賃金引上げは、物価上昇やエネルギー高騰の中で、生活を守る最大の支援だと考えています。

そこで、中小企業を含めた価格転嫁が適切に進むよう、知事のリーダーシップの下、引き続きメッセージを発信していただきたいと考えるわけですが、これまでの取組の間における賃上げの状況等、企業意識の変化に対する認識も含めて、新田知事に御所見をお願いしたいと思います。

新田知事 物価が高騰する中、持続的な賃上げが行われていくためには、生産性の向上の取組と併せまして、企業の規模にかかわらず、サプライチェーン全体の中で適正にコストのパスをさせていって価格転嫁が行われること、全体でコストアップを分かち合う、そのような協力関係が必要だと考えております。

県内の賃上げ状況ですが、今ほど委員のお話にもありましたが、連合富山による5月31日時点の178社における春闘の集計状況によりますと、賃上げ率は全体で3.62%、中小企業においても約3%ということで、昨年同時期の2%前後に比べますと高い水準と理解しております。

また、価格転嫁に関しましては、パートナーシップ構築宣言が浸透していくように、今、様々な手だてを講じておりますが、登録企業数は着実に増加しておりまして、現在300社を超えたと聞いてお

ります。適正な取引を尊重する機運の醸成につながっています。

一方で、国や日本商工会議所の全国調査を見ますと、度重なる仕入価格の高騰で価格転嫁が十分に行われておらず、また、価格転嫁の中身まで目を転じますと、労務費の価格転嫁が原材料費に比べると進まない傾向にあるという状況も見てとれます。

このため、パートナーシップ構築宣言の登録を、ビヨンドコロナ補助金を申請される場合の優先採択の要件といたしました。これはあくまで、ビヨンドコロナ補助金は前向きにお使いいただくことですので、このような一つのハードルも加えさせていただいたことは、これは御理解いただけるのではないかと考えています。

6月補正予算案では、脱炭素サプライチェーン構築の補助金の申請要件も1つ加えました。取引先との連携によって、付加価値向上への理解を深めていただきたいと考えています。

また、経済団体の価格転嫁対策を支援しておりまして、県の商工会連合会の経営サポートセンターが開設され、また、県中小企業団体中央会では、研修会や個別相談会を実施予定であると聞いております。そのように経済団体でも取組が進んできているところです。

今後、国や経済団体と連携をしまして、適正な価格転嫁に向けた環境整備をさらに進めるとともに、生産性向上の取組を後押しして、中小企業の賃上げが進むように支援をしてまいります。

岡崎委員 知事も非常に御尽力いただいているということはよく分かっているのですが、アベノミクスもずっとやったのですが、なかなか結果が出なかったのは、最後はトリクルダウンだったと思うんですよ。トリクルダウンで、ずーっと上が潤えば末端まで全部潤うんだという、こういううたい文句であったのですが、なかなかそこま

で行き着かなかったということで、今の岸田政権においても、何とかやっけていかなくちやいけないということで、しっかりやっておられると思うのですが、やはりそれでも届かないということです。

ぜひ富山県においても、知事に、もうひと頑張りしていただいて、引き続きこうした政策が進むように御尽力いただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

続いて、副委員長、資料提示を許可願います。

川島副委員長 許可いたします。

岡崎委員 皆さんのタブレットにはもう既にデータが入っていると思うのですが、これは内閣府が提供しています男女共同参画局による資料でございます。

これは何かといいますと、女性の雇用率、就業率を示したものです。どーんと就職されて、結婚されて、お子さんを持つにつれて、1回赤いラインが下がっています。でも、子育てが終わってまた就業率が上がるということで、これはいわゆるM字カーブと言われています。

一方で、この青いラインは正規雇用率を示したものです。これは、最初の結婚をされて職を離れるまでは、同じようにカーブが立ち上がっていますが、これが正規雇用率となると徐々に低下をし始めて、だんだん下がっていくということになっています。ここに課題があると思っています。

現在、国も県もこども・子育て支援を加速化していこうということで取組を始めていくわけです。テーマは、やはり男女共に働き、そして共に育てるということだろうと思います。

ある報道関係ですけれども、女性に今何が不安ですかと聞いてみ

たんです。そしたら、これから結婚していく中において、当然子供もできて子育てをしていかななくちゃいけないと。そういう中において、やはり育児休業を取ってキャリアが途絶える、このことが非常に不安である。いわゆる、県のような大きな職場ではないわけで、一定のフロアで仕事をしているとすれば、なかなか休業した後そのまま復帰するのにつらいということと、あと、男性の育児休業の取得率がそんなに高くないということも言われていまして、どちらも取れるような環境にならないと、なかなか安心して仕事も続けられない、こんなことが言われていたわけです。

当然キャリアが途絶えると正規化率は落ちてくるし、また、もう一つは、こういうのもあるのですが、これは賃金格差なんですね。これは、男性一般労働者を100とした場合の、赤のラインが女性の一般労働者の給与水準です。青いラインは、男性の正規職員を100とした場合の女性の正規職員ということで、いずれも低いということになっています。

これは、県においても、女性の登用が遅れていくというのは、1つは御家庭を持たれて、そして育児休業を取れば、休業で1年、2年はやっぱり休まれるわけで、それはもう男性職員との登用の格差にはなっていくだろうと考えています。そういうことで、やはり共に働いて共に取れる育児休業ということがテーマになってくるだろうと思っています。

それで今回は、国がこども未来戦略方針の中で示しています公務員における男性の育児休業取得率を、現行の政府目標を大幅に引き上げて2025年に85%とすると言っているわけです。多忙な本県で、これは対応可能なのかということがあるわけです。

そこで、公務職場の男性の育児休業取得率の目標を、異次元に引き上げるわけですけれども、それに耐え得る組織体制をどのように構築するか、県がやるということは民間への波及も期待ができるわけで、含めて南里経営管理部長に見解を求めます。

南里経営管理部長 県庁ではこれまでも、男性職員が1か月以上の育児休暇等を取得できるよう、所属長代理が子育て支援推進員となり、子育てパパサポートプランを作成し、休暇等の状況を確認し取得を促してまいりました。

また、周囲の職員が当該職員をサポートする体制を確保するために、その職員の休業中の業務について円滑なサポートに貢献した職員に対して、業績評価において適切に評価するなどの取組を進めてきております。

さらに、職員が安心して育児休業を取得できるよう、代替職員の採用試験を随時実施するとともに、それでも確保が困難な場合はオフィスサポートスタッフを機動的に配置するなど、柔軟に人員を配置してきております。

こうした取組の浸透によりまして、男性の育児休業取得率は、平成30年度の4.7%から令和3年度は41.7%まで上昇しております。昨年度末には、さらなる取得促進に取り組むため、本県の特定事業主行動計画の数値目標を、令和7年度までに50%から80%に改定したところでございます。

今回の国の方針は本県と異なりまして、病院等を除いた、いわゆる一般行政部門の常勤を対象としているものではございますけれども、今回の国の方針も踏まえまして、今後、指標の在り方を検討したいと考えております。

委員御指摘のあった、育休でキャリアが途絶えることへの不安というのは私も非常によく分かります。どうやって働き続けていったらいいだろうとか、同じやり方でしていいのかどうかという不安というのは非常によく共感するところでございます。

10年前、私も厚生労働省勤務の夫に、1か月の男性育児休業を取ってもらいました。家族のためだけでなく、職場の機運醸成にも貢献したんだと聞いております。

今後とも、本県におきましても、さきに述べたような支援体制を確保するとともに、県庁の意識改革と機運醸成に努めながら、男性育休は当たり前の組織となるような職場環境づくりに努めてまいります。

岡崎委員 大変力強い御答弁でございました。ただ、本当に政策は加速化するのですが、組織がなかなか簡単に加速度的に追随できるような状態では私はないと思いますので、そこはぜひまた女性経営管理部長として目を配って、男女共に本当に取れるような、そういう環境に努めていただきたいと思います。

ありがとうございました。

続いて、子供医療費助成について、知事にお聞きしたいと思えます。

今、本当に国も、国を挙げてと言っていると思うのですが、子供ファーストで政策が突き進んでいます。国のこども未来戦略方針において、国民健康保険の国庫負担の減額調整措置を廃止すると明記をされたところでございます。これはチャンスだと思うんですね。

したがって、今ここで県内一律ということではなくて、まさに全国一律、国が責任を持って、18歳未満ぐらいまではしっかりと子供

の医療費制度を支える、そういうことをぜひ国に働きかけていただきたいと思います。知事に御所見をお伺いいたします。

新田知事 子供医療費の助成につきましては、岡崎委員御指摘のとおり、子供の命と健康に関わるため、地方の財政力の差によって地域間格差が生じないようにということで、全国一律の包括的な仕組みなど、国の責任において行う施策として取り組むべきだということ認識しております。また、子育て世代の経済的負担の軽減の観点からも極めて重要であると考えています。

これまでも、政府などへ、県の重要要望や全国知事会を通じて、所得や地域等に関係なく、誰もが安心して子育てできる環境を整備するため、全国一律の子供医療費助成制度の創設について要望してきました。

こうした中で、先日6月13日、国においてこども未来戦略方針が決定され、その方針の中に、子供医療費に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止するなど、医療費などの負担軽減が盛り込まれて、今後、国において具体化の検討が進められていくこととなります。

委員も御指摘のこの国庫負担金の減額調整措置の廃止、これは実は今回、私ども知事会の有志でいろいろ作戦を練っておりまして、そこでも今回のメインターゲットをここにしております、それがこの方針の中に入ったということで大変にうれしく思っているところです。こんなペナルティーのようなことは、やっぱりやめていただきたいということは常々思っております。

こども・子育て施策の強化に向けては、子供医療費助成をはじめ、国が全国一律で行う施策と、県や市町村がその実情に応じてきめ細

やかに行う事業、これらが組み合わせることで、より効果的なことになると考えておりました、引き続きあらゆる機会を通じて、国に対しても強く働きかけるとともに、市町村とも様々なことについて、「ワンチームとやま」連携推進本部会議の場などで大いに議論をして手を携えていきたいと考えております。

岡崎委員 本当に知事がおっしゃられたとおりで、ペナルティーみたいな対応というのは、これはもう改めたわけで、今さらもう言うことはありませんけれども、やはりこれだけ少子化が進んでいる中において、どこかの県はちょっとよくなっているとか、そんなレベルではもうないと私も思っています。ぜひまた知事会で、本当に強く働きかけていただくことをお願いしたいと思います。

次に第2項目で、災害対策をはじめとした県民の安全・安心の確保についてということでお伺いをしたいと思います。

これは、昨年8月13日の集中豪雨によって、県立中央病院も含む長江地区、あるいは大泉地区、その周辺で起こった集中豪雨による冠水被害でございます。

大手企業や小学校をはじめ、床下浸水や床上浸水被害等、数多く発生いたしました。梅雨も本格化しているわけですが、県民の安全・安心の生活を守るため、この対策をしっかりと講じていく必要がございますが、この都市型のこうした水害について、その原因をどのように分析しておられ、そしてまた、今後どのような対策を取られるのか、市井土木部長にお聞きいたします。

市井土木部長 昨年8月の富山市の大雨では、水路などから雨水があふれた一方で、その合流する河川において越水となる水位が確認されていないことから、いわゆる内水による被害が多く発生したとこ

るです。その原因は、水路等に排水能力を上回る水の量が短時間に流れ込んだことによるものと考えております。

こうした都市型水害に対し、現在、富山市の中心部においては、ハード対策として、県や富山市では一級河川の冷川や太田川、準用河川、宮路川等の改修をそれぞれ進めております。

また、市では、実際に被害のあった中央病院周辺において、雨水排出先の水路に堆積した土砂の撤去も実施しておられるところでございます。

一方、ソフト対策としては、県の洪水浸水想定区域図を基に市町村が作成した洪水ハザードマップが公表されており、富山市では、中心市街地の内水ハザードマップも昨年度公表されたところでございます。

富山市では現在、新たな浸水対策基本計画の策定に取り組まれており、県も担当課長が委員として参画しております。本年3月に開催された第2回委員会におきましては、今後、浸水対策を重点的に進めていく地区等を抽出する作業に着手すること、また抽出に当たっては、浸水リスクや人口分布などの指標を用いた優先度評価を実施することが報告されたところでございます。

あわせて、河川や雨水幹線の整備に加え、学校のグラウンドや水田貯留等の被害軽減策の提案も行われたところでございます。引き続き検討を重ね、年度末に対策が取りまとめられると伺っております。

県といたしましても、県民の安全・安心な生活を守るため、流域治水の考えの下、市町村をはじめ関係者と一体となって、ハード、ソフトの両面から市街地の治水対策に取り組んでまいります。

岡崎委員 ありがとうございます。

これを聞いているところによると、気象庁も十分雨量観測ができないぐらい、急に降ってきた雨だそうです。気象台がある石坂では、27ミリぐらいしか観測されていないのですが、富山市が秋吉に設置をされている雨量計から推測したところ、時間雨量100ミリ弱、97ミリくらいだったんじゃないかと。相当激しいものだったと聞いております。

今は何が起こるか分からないので、やっぱり日頃からこうしたことに対してしっかり対策を取る必要があると思っています。

引き続き、次の質問になりますが、今度は避難所における運営などについて少しお伺いをいたします。

6月11日に菅沢県会議員が氷見市で、珠洲の地震に関して、富大の名誉教授であります竹内章さんと呼んで講演会をされたのですが、大変たくさんの方の皆さんが来ておられました。

その中で、最後に質疑になって、女性の参加者からお話があったんですけれども、避難所における女性の対応等についてお話が出て、ぜひ女性防災士を増やして、この避難所の運営等にいろんなノウハウを注ぎ込んでほしいと、また運営に携わってほしいという声が出ておりましたが、武隈危機管理局長に県内防災士の養成状況についてお聞きをいたします。

武隈危機管理局長 避難所の準備、運営に当たりましては、女性専用の物干場や受乳室の設置、生理用品等の女性による配布など、女性の視点やニーズを取り入れるとともに、女性にその運営に積極的に参加していただくことが重要であり、県ではこれまでも女性防災士の養成に取り組んでおります。

御質問のありました県内における防災士の状況ですけれども、今年3月末現在で全体で2,345人ございまして、そのうち女性防災士は427名、女性比率は18.2%となっております。

5年前の平成30年3月末現在の女性防災士の数が96人、女性比率が8.4%、これと比較いたしますと、人数では約4.4倍、女性比率では約10ポイント増加しておりますが、女性比率自体ではいまだ20%を下回っておることから、さらなる増員を図る必要があると考えております。

このため県では、今年度、防災士養成研修におきまして、女性優先枠を昨年度の60名から120名に倍増いたしまして、これまで以上に女性防災士の養成を推進することとしております。

また、市町村やNPO法人富山県防災士会とも連携いたしまして、地域の女性団体などを対象とした出前講座や研修会を開催するなど、女性の皆さんに防災への関心を高めていただくための啓発活動にも取り組んでいきたいと考えております。

県としては、今後とも災害等の現場における女性参画の必要性について理解促進を図るとともに、女性防災士の一層の養成に努めてまいりたいと考えております。

岡崎委員 ありがとうございます。

これだけ災害に対する関心が高まる中で、やはりいろんなところで避難所の状況というのがよく見えるわけで、そういう意味では、女性の皆さんもそういう方がおられると助かるなという声だったというふうに思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、道路について1問お伺ひをします。

私の地元の四方荒屋地内の県道練合宮尾線では、今、建設が進め

られているわけですが、道路整備が進んでいって交通量も増えて、商業効果も出てきている一方で、照明が暗いという話も非常によくお聞きをしております。

実際に私も見ているのですが、四方荒屋の交差点から、倉垣小学校付近のセブーンイレブンの交差点まで約1キロ弱あると思うのですが、全く照明がない状態です。高校生の通学、そしてまた中学生の通学路にもなっているわけで、防犯上も非常に危険、雨天になるとなかなか横断歩道もよく見えないという状況にもあります。

こうした照明等を含めた道路施設の整備について、どのように進めていくのか、市井土木部長にお聞きします。

市井土木部長 道路照明は、道路構造令第31条において、交通事故の防止を図るために設ける交通安全施設とされており、国がその設置基準を定め、信号機の設置された交差点や長大な橋梁、夜間の交通上特に危険な箇所のほか、必要に応じ信号機のない交差点などに設置することとしており、県においてもこの基準に基づき整備しておるところでございます。

平成16年度にバイパスの整備に着手した県道練合宮尾線におきましては、令和3年度までに約1.7キロメートルの区間を供用したところですが、信号交差点である県道富山魚津線との四方荒屋交差点と県道四方新中茶屋線との交差点、この2つの信号交差点に加え、信号はないものの、つばめ野団地への入り口となる交差点に計5基の道路照明を設置したところでございます。

さらに、供用後の昨年度には、和合中学校から近く、学生が頻繁に利用する横断歩道において追加設置も行ったところでございます。

現在、四方新屋交差点と県道四方新中茶屋線との交差点までの約

1キロメートル区間におきましては、委員御指摘のとおり、道路照明は設置されていない状況でございます。

今後、夜間の歩行者等の安全性や横断歩道の利用状況などを調査し、設置基準に照らし合わせて、設置の必要性について検討してまいります。

県としては、道路の新設時はもとより、供用後においても、沿道の利用状況や開発状況を踏まえ、必要な箇所において道路照明を設置することとしており、今後とも夜間の交通安全の確保に努めてまいります。

岡崎委員 ありがとうございます。

今後も高岡に向かって進んでいくわけで、そうしたところも含めてぜひまた検討いただきたいと思います。ありがとうございました。

続いて、行きたいところに行ける公共交通ということに関しまして、まず武道館問題を少し取り上げさせていただきたいと思います。

現在、駐車場等いろいろありまして、2つの候補地が挙がっています。ただ、もう一つ、どうだったのかということでもちょっと見てみたのですが、これはちょっと皆さんも見覚えのあるポンチ絵だと思うのですが、ちょうどこちら側が新幹線の富山駅です。今、地鉄が横を走っているのですが、高架化事業が進められていくわけです。

こういうことで、道路は全てフラット化されていくわけですね。したがって、その分、歩きやすくてアクセスもよくなっていく。公共交通も、環状線なども通ったり、ライトレールが通っています。

ということで、いろんなことを含めて千歳町の候補があったと思いますし、その柱には、やはりまちづくりと公共交通を一体的に進めるという柱もあったのではないかと私は思っています。

そういう大きなものはちょっとぶれて、利用していく立場にとつたら、やっぱりこっちのほうがいいんじゃないかと言っているわけですが、それはそれとして、やはり県の政策において、まず柱としてあったものがぶれて、あっちに行ったりこっちに行ったりしているというのは、私はどうも少し疑問に思うわけです。

したがって、当初のこの千歳町、これにしてもかなりいい面がある、そしてまた既存の施設も駅前にあるということも含めて、なぜこれが消えていったのかということ、そしてまた、どうして施策がそういうふうに転換されたのか、いま一度蔵堀副知事にお聞きをしたいと思います。

蔵堀副知事 富山県武道館についてでございますけれども、まず、現在見直しております主な理由は、1つは周辺環境の変化ということがあります。そのため、機能であるとか規模を見直すということでございます。

もう一つは、これは物価上昇に伴うものではございますけれども、整備費の増嵩によりまして、事業費がかなり大きくなりましたので、これをどうやって抑えていくかという2つの点で見直しを進めております。

その中で、機能につきましては、武道館機能に絞るということで、それまで当初予定しておりました地域活性化イベントを行うとか、そういうことについては、基本的には外していくという方向で進めております。

また、整備費についても、現在の場所で削減できる金額に限りがありますので、それをさらに削減するためにはどうするかということで、建物の構造を複層構造から単層構造に変える。そうすると、

敷地としては、今の建設予定地ではなかなか入らないということがあって、五福公園と県総合運動公園の2か所を御提示しているということでございます。

岡崎委員 説明を聞いて分かったとはなかなか言えないわけですがけれども、もともとこの千歳町に建てることから、もう駐車場の確保というのはかなり難しかったんですよね。にもかかわらずここを選択して、公共交通を利用して行けるからここでやろうと決めたと私は考えていたのですが、その辺はどのぐらいのウエートでなくなってしまったのか、もう一度、再答弁をお願いします。

蔵堀副知事 今ほど御説明申し上げましたけれども、当初の機能としては、武道館としての機能を果たすということと、それから、地域活性化のイベントを行うということ、また、武道以外のスポーツについても利用されると、こういった3つの機能を持たせるということで計画をしておりました。そうしますと、特にイベントなどの状況を考慮しますと、なるべく公共交通で、より便利な場所ということなんです。

それから駐車場についてですが、近隣に民間駐車場があるということで、そちらを主として利用してもらおうという前提で当初考えておりました。それもイベント時などを考慮すると、かなり大きな駐車場を整備するというよりは、民間駐車場を利用してもらおうほうが効率的ではないかと、そういう考えでございます。

岡崎委員 機能的にも少し変わってきたということもあると思うんですが、しかし、これくらい大きい施設を造るときは、どうしてもまちづくりと重なると思いますし、これから将来を含めて考えた場合、ずっと車というのはどうかなと一方では思うわけで、次に地域

公共交通の話も少ししますけれども、公共交通の活性化ということもやっぱり一方では考えながら、誰でも来れる場所を選んだりとか。新聞にも少し出ていましたが、高校生とか子供たちの中には、車ではなくて、公共交通で武道館に通っている子供たちもたくさんいたというお話も新聞で報道されていたと思いますので、どんなふうにぶれていくか分かりませんが、そういう人たちの足もちゃんと確保するという含めて、ぜひまた検討いただきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

続いて、地域公共交通、身近な交通についてお聞きをいたします。

大分時間も迫ってきましたので、走りながらまいりますが、2月定例会では、こうした身近な公共交通について、田中局長から、交通ワンチーム部会の場などを利用するというお話があったところでございます。多分たくさん事例共有を幅広く図られたのではないかなと思いますし、県内においてもすごくたくさんいろんな事例が出てきていると思います。

そこで、地域のワンマイル交通について、交通事業者や住民間の協議、合意形成が重要と考えますが、県としてどのように注意を払って確立に向けた役割を果たしていくのか、田中交通政策局長にお聞きをいたします。

田中交通政策局長 持続可能で、最適な地域内のモビリティサービスを確保するに当たりましては、地域住民の参画、事業者間の協調など、地域全体で実現を目指すことが大切であると考えております。

今年2月の県地域交通戦略会議で取りまとめました地域交通ネットワークの目指すべき姿では、地域住民などが支え手にも受け手にもなるサービス、路線バス等への乗り継ぎや一体的な利用促進、タ

クシー、バス会社と協力した運行、タクシーなど既存の交通サービスとの両立など、地域内のモビリティサービスの確保のポイントを整理しました。

県として、自宅と最寄りの施設との身近な移動の確保に当たりましては、これらのポイントに注意を払う必要があると考えております。

このため、市町村や事業者、地域住民等の地域の関係者と、こうした点について認識を共有するため、委員からお話がありましたけど、先月5月に開催しました県内市町村、交通事業者等が参画する交通ワンチーム部会では、この目指すべき姿について丁寧に御説明をして意見交換を行いました。

また、各地域のモビリティサービスについて協議する市町村の地域交通会議が設置されておりますけれども、ここにも県は参画しております。

県としましては、こうした場も活用しまして、必要な助言を行うなど、関係者間の協議、合意形成が適切に行われるよう努めてまいります。

岡崎委員 新幹線は今、大阪まで延伸に向かって頑張っておりますけれども、住民にとって本当に身近な公共交通というのは、かなり関心の高まりもありますし、県内様々な事例も今出てきております。そういう意味では、本当に具体化できるように、ぜひまた県のお力を貸していただきたいと思っています。

市町村を取りまとめて、事業者と共に一緒に考えてモデルをつくっていくのは、やはり県の今の地域公共交通計画だと私は思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、宅配の話があったのですが、少し飛ばしまして、問4に行かせていただきたいと思います。

労働時間短縮や官製ワーキングプアなど、働き方改革について3問お伺いをしたいと思います。

まず知事にお伺いしますが、DXということで、今、マイナンバーも毎日のようにトラブルっていますよね。これは精査も含めてやられているわけですがけれども、最後に困るのはやっぱり国民であったり県民であったりであります。

また、チャットGPTなども、これは非常に使えるという反面、また一方では、これは大変なことになるんじゃないかということで警鐘を鳴らす有識者も多いわけでございます。本当にじっくりやったほうがいいなと私は思っているわけでございます。

そこで、県職員の業務効率化のため、DX推進や生成AIの活用は切り札とも言われていますけれども、システム稼働には稼働前に試行を重ねることが非常に私は肝腎ではないかと思っています。

そこで、DXの推進や働き方改革に向け、今後どう取り組んでいくのか、新田知事に所見をお伺いいたします。

新田知事 県庁職員がより付加価値の高い仕事に集中して注力できるように、そして、それによって県民サービスのさらなる向上を果たすために、できるだけ業務の効率化を図っていくことが必要であろうと。その上で、様々なデジタルツールを活用することが大切と考えて導入してきたところであります。

デジタルツールは開発の進歩が速く、また、様々な製品があります。なので、これはDX・働き方改革推進補佐官の方々の御意見も入れまして、まずはスモールスタートで一部の部署から試験導入し、

そして使用する中で県庁に適合する製品仕様を特定し、そして本格導入に向けて課題を洗い出し、有効な活用方法を検討し、安全に利用できるルールづくりや環境整備などに取り組んでいく、このようなやり方でこれまでやってまいりました。

この数年の間には、ビジネスチャットあるいはオンラインストレージ、テレワーク基盤の導入などをやりましたが、このスモールスタートの手法を活用してやってきて、大過なく浸透しつつあると考えております。

現在、県庁職員のほとんど、数千名ですが、毎日の業務で利用しているのはメールです。そして、庁内掲示板等のシステムもあります。このシステムの更新準備、これは数年来の課題でしたが、これを今いよいよ進め始めています。その導入に当たっても、やはりスモールスタートの手法で準備を進めていこうと今考えております。このシステムは、非常に高い業務改善効果が見込まれます。

一方で、メールですから、ほとんどの職員が毎日慣れ親しんでいるものですが、最初に出てくるインターフェースがもう大幅に変わるということになります。ですから、一時的には戸惑いやらトラブルも予想はされますが、操作研修を徹底していくことにしております。迅速なトラブル対応のためには、職員内のヘルプデスクも設置をして、円滑に導入できるように丁寧に作業を進めることにしております。

今後もスモールスタートで、トライ・アンド——なるべくないほうがいいんですが——エラーも繰り返しながら、新たなシステムを導入することによって、県庁のDX・働き方改革を進めてまいります。いろいろ御心配いただきまして、ありがとうございます。

岡崎委員 知事、ありがとうございます。

やはりスモールスタートで、トライ・アンド・エラー、このエラーが起こったら本当に業務量が逆に増える、それを防ぐためにどうやるかということ、またまた業務が複雑になるという繰り返しも十分考えられるので、そこは本当に確実に確実に一歩ずつ積み上げていただきたいと思います。

D Xは避けるわけにいかない、これは業務を効率的に進める意味では、非常に重要な一つのツールだと思っていますが、そこをうまく組み立てるのが大事だと思います。

続いて、少し時間外の話をしていただきますが、県庁も大変忙しくて、知事に替わられてから大分よくなってきたかと思ったら、今度はコロナが起こったり、災害が起こったりして、なかなかうまく効果が出ていないというのが現状でございます。

そういう意味では、限られた人員の中でどう効率的に仕事を進めるかということについては、どこにどう人員を適切に配置するか、やはりこのことがポイントだと思っています。

現在、課ごとに時間外調査も行われているようですが、ここはあえて、もう少し、係ぐらいまで落として、精細に業務量の分析をしたらどうかと思いますが、南里経営管理部長に御所見をお聞きします。

南里経営管理部長 知事部局では、給与システムにより、毎月、職員の時間外勤務の実績を室課単位で集計しておりまして、全庁的な時間外勤務の状況を把握するための基礎データとするとともに、各部局に提示し、所属単位での時間外勤務縮減の目安としております。また、それを受けて各所属においては、管理職員が所属職員ごとの

月ごとの時間外勤務時間数を把握することが可能となっております。

長時間の時間外勤務職員が在籍する所属においては、把握した時間数を基に事務分担の見直し、所属内の支援体制の構築など、時間外縮減に向けた具体的な改善策を検討し、人事課に報告することとしております。

人事課においては、こうした報告や人事課長等によるヒアリングを通しまして、当該職員だけでなく、所属する班係、さらには室課全体の業務量や時間外勤務の状況を分析し、オフィスサポートスタッフや事務サポートセンターの活用も含めた人員配置の検討を行うなど、時間外勤務の縮減対策を講じてきたところです。

今後とも、D X ・働き方改革の推進による業務の効率化や、業務そのものの抜本的な見直しなどに努めながら、柔軟な人員配置を行い、時間外勤務の縮減に取り組んでまいります。

岡崎委員 おっしゃることは分かるのですが、仕事を進める上では何々係、何々係ということでしたっきり区分されているわけで、そこで分析したほうが私はいいなと思いますので、ぜひまた部内でも少し検討いただきたいと思います。

経営管理部長、もう1問ありますね。

先ほどからのオフィスサポートスタッフ、これも会計年度任用職員の方だと思いますが、本当にちりばめられるようにしてたくさんの方がいらっしゃいます。

しかし一方では、この間、働き方改革を言われているのですが、賃金が非常に低いなと私も感じておりました、やはり1年、2年、3年、あるいはもっと、今度は振り替えて、また年数、経験を積んでおられる方もいらっしゃるわけで、そういうような経験を積んだ

方というのは、かなりの力になっていただけるということも感じているわけでございます。

一方では、これは、ちょっとどうかと思うのは、5時15分までの勤務なのに5時で帰ったりというのもあったり、これは15分カットして正規の職員ではないとしているのか、そんなこともいろいろとあるようでございますので、ざっくりとこうした雇用の在り方を含めて、県庁に働く行政の支援をしていただいている会計年度任用職員の処遇の改善、もう少し賃金引上げをする必要があるんじゃないかと思いますが、経営管理部長にお聞きいたします。

南里経営管理部長 一般職の地方公務員である会計年度任用職員の給与は、地方公務員法の趣旨を踏まえつつ、県民の理解が得られることが重要であると考えております。

その給与水準については、制度導入時に国から、会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号級の給料月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮しつつ、勤務の量に応じて支給することが適当と示されておりました。この考え方に基つき条例及び規則で規定しているところでございます。

御指摘のところもございまして、来年、令和6年4月には、改正地方公務員法が施行される予定でございます。パートタイムの会計年度任用職員に対しましても、これまでの報酬、それから期末手当等に加えまして、新たに勤勉手当の支給が可能となるものでございます。今後、他県の動向を踏まえながら検討していきたいと考えております。

会計年度任用職員は、一緒に働く仲間でございます。県庁にとっ

ては貴重な戦力となっておりますので、本制度、引き続き適正な制度運用に努めてまいります。

岡崎委員 大変難しい御説明だったのですが、要するに、荻布教育長、実は非常勤講師もよく似た制度なんですよね。初任の給与を超えないという制度になっていて、そういうところも、私は、本当はこれも絡めて言いたかったんですが、次回にまた教育長には問いたいというふうに思います。同じような課題があると思います。

最後に、時間がありましたので、広島生活環境文化部長、飛ばしまして本当に申し訳ありませんでした。質疑をさせていただきたいと思います。大事な質問だったので、本当は飛ばしたらあかんかったのですが、宅配の再配達についてでございます。

流通に従事する民間事業者から、再配達についての負担軽減を求める声、これは2024年問題、先ほども出ておりましたが、それも含めて言われているわけです。

配達される方からしてみると、もう一回配達するというのは、2回配達したんだぞって、このぐらいの思いを持っておられるわけで、要するに、料金が発生したっておかしくないんじゃないかという思いもあるようでございます。

やはり、この指定時間に配達しているにもかかわらず、何らかの理由で同じ業務を繰り返すことで労働時間短縮の障壁となっていることとか、あるいは、生活環境文化部でも取り組んでいただいているとおり、環境にも負荷をかけることにもなっているわけでございます。

こうしたことから、再配達を減らすために、流通に従事する民間事業者から、県や各事業所において、従業員の荷物の引取り所を

設けるなどの要望もあるところでございます。

宅配の再配達削減は、事業者の働き方改革や環境負荷軽減にもつながると考えるわけでございますが、取組の進捗状況と今後の取組について、広島生活環境文化部長に所見をお願いします。

川島副委員長 答弁は簡潔にお願いいたします。

広島生活環境文化部長 なるべく簡潔に答弁させていただきたいと思っております。

委員御指摘の点から、再配達削減は大切なことだと認識をしております。

昨年度は、再配達削減に取り組むきっかけづくりといたしまして、「個人の荷物も職場で受け取ろう！キャンペーン」を行いました。参加された138の事業所のうち、約8割から今年も続けたいという回答をいただいております。今年度も昨年度と同様になりますが、11月から12月にキャンペーンの実施を予定しております。

今後、関係団体を通じた呼びかけ、またウェブサイトを活用した参加登録受付など、募集受付も工夫して参加事業所を募り、職場受け取りの実施事業所の拡大につなげたいと考えております。

あと、再配達削減は、事業所だけではないのですけども、個人のライフスタイルに合わせて、職場での受け取り、コンビニでの受け取り、そのほか置き配ですとか、宅配便ロッカーなど、多様な受取方法を柔軟に使い分けていくということが必要であろうと思っております。

このため、今年度は取組の初めといたしまして、再配達率の高い新興住宅街や学生が多い地域をモデル地区に選定して、再配達削減に向けた啓発資材等を重点的に配付するほか、多様な受取方法を紹

介する動画を作成して、SNSを通じて周知すること等をしておりまして、今準備中でございます。準備が整い次第、取り組んでまいりたいと考えております。

川島副委員長 岡崎委員の質疑は以上で終了しました。